

# ねっとな〜く芦屋

## 新規会員事業所のご紹介

去る4月24日(水)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
鬼ヶ島 桑野 健太郎	芦屋町芦屋 173-1	飲食業
スナック 雅 西 雅子	若松区高須南 2丁目1-17-1F	飲食業

## 花火大会での屋外出店予定者の方へ

火災予防条例の一部改正、また警察からの指導等により、花火大会当日(7月27日)に屋外で露店(物品販売)を行う場合、実行委員会及び消防署への届出が必要となりました。これらの届出等について、区域、内容等の説明会を行います。露店を開こうと考えている方は、必ず説明会にご参加ください。

なお、私有地で販売される方も届出が必要です。

ご都合がつかない方は、下記連絡先までお問い合わせください。

説明会日時：6月4日(火) 14時～

場所：芦屋町商工会2階会議室

問合せ：芦屋町観光協会(221-1001)

※この説明会は、商工会及び観光協会が花火大会での出店を斡旋、割振りするものではありません。



## 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)が改正!!

令和6年度税制改正により、令和6年10月1日以降の任意解約後2年間は再加入しても掛金が損金計上できなくなります。改正前までは、納付月40ヶ月過ぎると解約して1~2ヶ月後に再加入し、最大240万円まで一括納付することで節税効果を最大限に利用していました。

こうした、利用の仕方に国は「本来の目的と違う利用の仕方」とみなし、税制改正大綱で「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする(所得税についても同様とする。)

(注)上記の改正は、令和6年10月以後の共済契約の解除について適用する。」と改正がなされました。

～関連記事 中小企業倒産防止共済の不適切な利用への対応について～

URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kyousai/O22/O02.pdf>

本来の利用の仕方



今回も  
**35%**  
プレミアム

## にこにこ商品券・にこにこ住宅リフォーム商品券・あしやんペイ販売!!

今年も、「にこにこ商品券」・「住宅リフォーム商品券」・「あしやんペイ(キャッシュレス商品券)」が販売されます。概要は以下のとおりとなります。

### 【にこにこ住宅リフォーム商品券概要】

使用期間：令和6年7月1日(月)～  
令和6年12月31日(火)

換金期限：令和7年1月14日(火)

発行総額：3,375万円

### 【見積書作成時の注意事項】

- ① 町内の建物等が対象となります(購入できるのは町民限定)。
- ② 事業用に使われる資産、建物には使えません。  
自宅と共用の場合等、判断がつきにくい場合は商工会までご相談ください。
- ③ 見積書は令和6年5月25日以降に作成されたものが対象となります。
- ④ 工事もしくは修理名を記載して下さい。  
※ エアコン等は商品名と型番が必要になります。

### 【あしやんペイ概要】

使用期間：令和6年7月14日(日)～  
令和7年1月10日(金)

最終振込日：令和7年1月17日(金)

発行総額：7,425万円

取扱店募集：随時登録受付中(登録店でないと使用ができません)登録方法は別紙参照ください。

### 【にこにこ商品券概要】

使用期間：令和6年7月19日(金)～  
令和7年1月17日(金)

換金期限：令和7年1月31日(金)

発行総額：9,450万円

### 【注意】

一般商品券(あしやんペイ含む)・リフォーム商品券ともに、福岡県・芦屋町の補助事業で行っています。全国でも毎年のように不正使用の報道がありますが、このようなことが続くと商品券発行事業ができなくなる可能性があります。  
これらの商品券は地域の消費喚起を目的としております。  
事業者による事業用途での使用や使用を伴わない換金は絶対にしないで下さい。不正購入や使用には厳格に対応します。毎年、換金期限に間に合わない事業所が散見されます。商品券の換金ができないと事業所が損をさせていただきますので、商品券裏面に記載している、換金期限を必ずご確認ください。

※リフォーム商品券の詳細は5月25日発行の広報あしやでご確認ください。にこにこ商品券・キャッシュレス商品券の詳細は6月25日発行の広報あしやにてご確認ください。折込が2ヶ月にわたりますが、よろしくお願いたします。

# 事業承継

財務・販促・労務・情報化など覚えておきたい経営のヒントをお届けします。

お答えいただいたのは



にしむら中小企業診断士事務所

代表 **西村 祐介** さん

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

エリアコーディネーター/中小企業診断士

過去 200 社以上の親族承継の相談に対応。経営改善計画策定などを通して、経営の課題に取り組む中小企業の支援を行う。

## 親子間での事業承継のポイント

Q：子供に事業を継いでほしいと考えています。しかし、まだ何も具体的には行っていませんが、どのように事業承継を進めたらよいのでしょうか？

A：まず親族承継で一番重要なことは「事業承継する時期」を決めることです。これを決めないでいるとタイミングを逸してしまい、後継者の意欲の減退等により事業承継ができないことになりかねません。

親族承継の場合、子供は親に経営権を譲り渡してほしいと思っても言い出しにくいものです。まず、現社長が「事業承継する時期」を決めることが一番重要なのです。そしてそれに向かって準備することが必要となります。ここで注意して欲しいのは、現社長は事業承継したからと言って仕事を辞めてしまう必要な無いということです。現社長には後継者の良きアドバイザーとしてバックアップして頂ければ、お客様や取引先様も安心でしょう。

事業承継は現社長が培ってきた様々な財産を上手に引継ぎ、承継後の経営を安定させることから「ヒトの承継」「資産の承継」「知的資産の承継」という三つの承継が大切となります。「事業承継＝相続税対策」と見られがちですが、資産の承継や相続税対策は事業承継の取組みの一部に過ぎません。経営理念やノウハウのような“目に見えにくい経営資源”である知的資産の承継に苦労される方が多いのですが、やはり後継者の育成である「ヒトの承継」には時間も要するものです。

この経営理念の承継や後継者自身が社長になる決意と覚悟を醸成するには、会社の成り立ちと将来について現社長と後継者の「対話」がとても大事です。しかし、親子の真摯な「対話」は難しいものがあり、ケンカになってしまうことも見られます。ここで、親子間の話し合いに第三者が入ると、冷静な対応が可能となる場合があります。

三つの承継を整理して事前準備を進めるにあたっては、事業承継計画書を作成することをお勧めしております。福岡県事業承継・引継ぎ支援センターでは第三者となる中小企業診断士など専門家を 3 回まで無料で派遣し、現社長、後継候補者及び専門家が一緒になって事業承継計画書を作成する取り組みを進めております。この取り組みを通じて、現社長と後継候補者のコミュニケーションを図り、経営課題の“見える化”や事業の“磨き上げ”について考えることでスムーズな事業承継につなげることができるようでしょう。また、福岡県では親族承継の支援策として福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金を設け、事業承継計画書を作成した事業者に対し経営改善につながる取組みに要する経費の一部(上限 50 万円)を支援しております。

業承継の各種ご相談について、及び事業承継計画書作成、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金等にご興味があれば芦屋町商工会又は福岡県事業承継・引継ぎ支援センター 西村(092-441-6922)までお問い合わせください。



「確かな未来」が会社を変える。

**中退共** で退職金。  
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

- ① 国の退職金制度！  
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくは  
ホームページをご覧ください

[中退共](#) [検索](#)